

最高裁秘書第1828号

令和7年6月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示請求書記載のとおり

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年9月30日付け（同年10月2日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第3号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

司法行政文書開示請求書

令和6年8月17日

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第二係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

①司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて(令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡)(決裁票付)を作成した際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長が委員として参加している、法務省の「民事判決情報データベース化検討会」(令和4年10月14日第1回会議が開催され、令和6年7月29日に報告書の取りまとめ(末尾26頁において「法人の名称や所在地については、事業の規模を問わず、一律に仮名処理を不要とすべきである。」と書いてあるもの)があった。)における検討内容をどのように考慮したかが分かる文書
②司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて(令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡)(決裁票付)を作成する際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長がどのような意見を述べたかが分かる文書

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

